

境トリニタスバレーボールクラブ会則

第1条〔名称〕

名称を境トリニタスバレーボールクラブ(以下単にクラブ)と称する。英語による表記は Sakai Trinitas Volleyball Club (略称 SakaiTrinitasVC)という。

第2条〔所在地〕

本クラブは、主たる事務局を茨城県境町染谷642番地1に事務局を置き、静小学校体育館や境町内体育館を主たる活動場所とする。

第3条〔基本理念〕

本クラブは、バレーボールの技術・戦術の向上はもとより、バレーボールを通じて健全な心と健康な身体を育てる。それにより、一人一人が自分の可能性を見だし、伸ばすことでよりよい人間として成長することをめざす。また、地域社会のスポーツ振興に貢献することを基本理念とする。

第4条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1)本人及び法定代理人(親権者または後見人)が本クラブの基本理念に賛同し、かつ本規約その他、本クラブの諸規約を遵守する旨を誓約すること。
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第5条〔入会手続き〕

入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、本クラブに申し込む。

第6条〔会費〕

本クラブの会員は、クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

- (1)入会金は無料、年会費は、会員1人につき 5,400 円(税込)を納入するものとし、入会月に納入するものとする。
- (2) スクールコースの年会費納入方法は、金融機関のゆうちょ銀行への振り込みとする。
アスリートコースの年会費納入方法は、金融機関のゆうちょ銀行による自動払い込みで納入する。
- (3)退会後に再入会した場合は、年度内に限り、年会費再徴収はしないものとする。

(4)会費

《スクールコース》

学年	練習日	練習回数	会費(税込)
1～6年生	水曜日	1回／週	500円/回

《アスリートコース》

学年	練習日・試合日	練習回数	月会費(税込)
1～6年生	月・水・土・日曜日	3回～4回／週	4,320円

- (5)アスリートコースの納入の方法は、金融機関のゆうちょ銀行による自動払い込みで納入する。
(毎月5日に自動で引き落とされる。5日に引き落としができなかった場合は、原則として次の月に引き落とすこととする。また、5日が休日の場合は、郵便局の翌営業日となる。)
- スクールコースの納入の方法は、現金による徴収とする。
- (6)一旦納入した会費は、原則として返還しない。
- (7)年会費、月会費以外に、アスリートコースはウェア代等を別途納めるものとする。また、合宿などを実施した場合も臨時に集金をする場合もある。

- (8)休会を希望する者は、休会を希望する日の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (9)退会を希望する者は、退会を希望する日の前月までの月会費は納入しなければならない。
- (10)退会をする場合、ウェア代等の代金が完納していない場合は、必ず支払うこととする。
- (11)兄弟姉妹割引制度について

兄弟姉妹については割引きをする。割引率 2 人目＝50％、3 人目＝100％とする。

※この制度、境リニタスジュニア・境リニタスジュニアユース・境リニタスバレーボールクラブにおいて適応される。

- (12)体験は、2回までとしその分の会費は無料とする。

第7条〔会費の滞納〕

クラブの会員が会費の納入を怠った場合、本クラブはそのクラブ会員に対する指導を停止し、またはその会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

第8条〔傷害保険〕

会員は、入会時にクラブの指定するスポーツ保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

第9条〔休会〕

休会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1)休会を希望する者は、その前月までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。
- (2)休会期間は 2 ヶ月間を限度とする。月会費は発生しない。
- (3)2か月を越えて休会する場合は、退会扱いとする。

第10条〔退会〕

退会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1)退会を希望する者は、その前月までに、メール(info@sakai-trinitas.com)にて本クラブにその旨を連絡すること。

第11条〔練習〕

《スクールコース》

学年	曜日	場所	練習時間
1～6年生	水曜日	静小学校	18:00～19:00

《アスリートコース》

学年	曜日	場所	練習時間
1～6年生	月・水曜日	静小学校	18:00～20:00

- (1)日時、会場の変更については、本クラブより事前に連絡することとする。
- (2)アスリートコースは土曜日・日曜日に練習や練習試合を行うこともある。

第12条〔遵守事項〕

- (1)本会則および本クラブの諸規則を遵守すること。
- (2)本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこととし、練習方法や試合時における選手起用など「バレーボールの指導」の範囲については、全てコーチに一任し、異議無きこととする。

第13条〔禁止事項〕

- (1)本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
会員の整髪料の使用や茶髪・金髪などの変色は禁止とする。また、奇抜な服装や髪型も禁止とする。

(2)本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条〔負傷時の処置〕

- (1)本クラブの会員が活動中に負傷した場合は本クラブが応急処置を行う。
- (2)前項の応急処置ないし療養に要する費用は、すべて会員の負担とし、クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。但し、規定の範囲内において第8条の保険で給付を受け取ることができる。

第15条〔除名〕

会員が次のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

- (1)本規定に違反したとき。
- (2)刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
- (3)会費を2ヶ月以上滞納したとき。
- (4)事前の申し出をせずに、1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第16条〔事故等の責任〕

- (1) 練習場所及び試合会場への送迎は、現地集合・現地解散を基本とする。コーチ・スタッフが会員を送迎・引率をする場合の万一の事故などについては、その本人に責任を負わずことはしない。
- (2)会員は本クラブにおける活動および会場の利用に際しては、コーチ及び会場責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブ及びスタッフ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

付則

- 1 本会則は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 本会則は、平成28年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
- 3 本会則は、平成29年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
- 4 本会則は、平成30年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
- 5 本会則は、平成31年3月1日に一部改正し、同日より施行する。